

# 閱 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

## 平成 2 8 年 第 3 回 定 例 市 議 会 提 出 議 案

( 予 算 案 を 除 く 。 )

藤 井 寺 市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
1 2	平成 2 7 年度藤井寺市健全化判断比率の報告について	1
1 3	平成 2 7 年度藤井寺市資金不足比率の報告について	2
1 4	平成 2 7 年度藤井寺市水道事業会計継続費の精算報告について	3
(認 定)		
1	平成 2 7 年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について	5
2	平成 2 7 年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について	6
3	平成 2 7 年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	7
4	平成 2 7 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	8
5	平成 2 7 年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	9
6	平成 2 7 年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 0
7	平成 2 7 年度藤井寺市病院事業会計決算認定について	1 1
8	平成 2 7 年度藤井寺市水道事業会計決算認定について	1 2
(議 案)		
5 2	藤井寺市名誉市民条例の一部改正について	1 3
5 3	藤井寺市名誉市民の称号を贈ることにつき同意を求めることについて	1 5

このほかの提出議案

- 議案番号 5 4 平成 2 8 年度藤井寺市一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 5 5 平成 2 8 年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 5 6 平成 2 8 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について

57 平成28年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
について

報告第12号

平成27年度藤井寺市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成27年度藤井寺市健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成28年9月5日提出

藤井寺市長 國下 和男

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.87)	— (17.87)	2.8 (25.0)	29.9 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第13号

平成27年度藤井寺市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成27年度藤井寺市資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成28年9月5日提出

藤井寺市長 國下 和男

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業特別会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第3号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

報告第14号

平成27年度藤井寺市水道事業会計継続費の精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、平成27年度藤井寺市水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

平成28年9月5日提出

藤井寺市長 國下 和男

平成27年度藤井寺市水道事業会計継続精算報告書

項 款	事 業 名	年 度	全 体 計 画				実 績				比 較			
			年割額	左の財源内訳			支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と 支払義務 発生額の 差	左の財源内訳		
				企業債	損益勘定 留保資金	当年度分消費 税及び地方消 費税資本的収 入調整額		企業債	損益勘定 留保資金	当年度分消費 税及び地方消 費税資本的収 入調整額		企業債	損益勘定 留保資金	当年度分消費 税及び地方消 費税資本的収 入調整額
		23	円 123,529,000	円 90,000,000	円 29,079,000	円 4,450,000	円 113,106,061	円 90,000,000	円 19,087,564	円 4,018,497	円 10,422,939	円 0	円 9,991,436	円 491,503
		24	円 144,616,000	円 50,000,000	円 90,075,000	円 4,541,000	円 126,532,425	円 50,000,000	円 72,513,878	円 4,018,547	円 18,083,575	円 0	円 17,561,122	円 522,453
		25	円 158,913,000	円 70,000,000	円 83,024,000	円 5,889,000	円 139,806,470	円 70,000,000	円 64,632,157	円 5,174,313	円 19,106,530	円 0	円 18,391,843	円 714,687
		26	円 60,246,000	円 25,000,000	円 32,502,000	円 2,744,000	円 59,466,303	円 25,000,000	円 31,735,237	円 2,731,066	円 779,697	円 0	円 766,763	円 12,934
		27	円 164,601,000	円 80,000,000	円 74,752,000	円 9,849,000	円 140,848,921	円 80,000,000	円 52,493,171	円 8,355,750	円 23,752,079	円 0	円 22,258,829	円 1,493,250
		計	円 651,905,000	円 315,000,000	円 309,432,000	円 27,473,000	円 579,760,180	円 315,000,000	円 240,462,007	円 24,298,173	円 72,144,820	円 0	円 68,969,993	円 3,174,827



認定第1号

平成27年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第2号

平成27年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第3号

平成27年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第4号

平成27年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第5号

平成27年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第6号

平成27年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第7号

平成27年度藤井寺市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成27年度藤井寺市病院事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第 8 号

平成 27 年度藤井寺市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 27 年度藤井寺市水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 5 日提出

藤井寺市長 國下 和男



議案第52号

藤井寺市名誉市民条例の一部改正について

藤井寺市名誉市民条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月5日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

名誉市民に対する待遇について、市公葬に対する意識の変化や名誉市民本人及び家族・遺族の意向等に沿えるよう所要の改正を行うとともに、文言等の整理を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市名誉市民条例の一部を改正する条例

藤井寺市名誉市民条例（昭和42年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「者に」を「ものに」に改め、「藤井寺市名誉市民」の次に「（以下「名誉市民」という。）」を加える。

第4条中「対する待遇については」を「対しては」に、「に掲げるものの外市長が別に定める」を「の待遇をすることができる」に改め、同条第1号中「行なう」を「行う」に改め、同条第2号中「、市公葬の礼」を「における相当の礼をもってする弔慰」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) その他市長が必要と認める待遇

第5条の見出しを「（取消し）」に改め、同条中「いちじるしく」を「著しく」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

藤井寺市名誉市民の称号を贈ることにつき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市名誉市民としてその栄誉を顕彰したいので、藤井寺市名誉市民条例（昭和42年藤井寺市条例第21号）第2条の規定により、議会の同意を求める。

平成28年9月5日提出

藤井寺市長 國下 和男

奥村 旭 翠

（本名：奥村 和 美）

提案理由

筑前琵琶奏者として、我が国の伝統芸能の発展に貢献した功績に対し、顕彰するものである。

住所 藤井寺市

奥 村 旭 翠

(本名：奥 村 和 美)

昭和26年3月18日生

### 略 歴

- 昭和48年 山崎旭萃(平成7年人間国宝)に師事
- 同 51年 NHK邦楽オーディション合格
- 同 60年 筑前琵琶橘流日本橋会「師範」
- 平成18年 筑前琵琶橘流日本橋会「秀師範」
- 同 19年 筑前琵琶橘流日本橋会「大師範」

### 主な受賞歴

- 平成 8年 大阪文化祭賞
- 同 20年 大阪市民表彰
- 同 27年 第36回松尾芸能賞優秀賞  
藤井寺市民表彰